

**受講決定通知を受け取られた方へ（必ずお読みください）**

このたびは、本研修にお申込みいただき、誠にありがとうございました。受講にあたって、以下の内容を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

**1. 受講料のお支払いについて**

受講料

2,000 円

支払期日

令和4年9月29日（木）まで

注意事項

①お振込みの際には、振込人名義の前に必ず受講番号を入力してください。

※振込人名義の前に受講番号が入力できない場合は、お手数ですが研修会事務局(0749-35-0008)までご連絡いただきますようお願いいたします。

例1：法人・事業所から一名の受講の場合

「豊郷 太郎(受講番号 1)」→「1 トヨサト タロウ」

例2：法人・事業所から複数の受講の場合

「社会福祉法人しがしが所属の豊郷 太郎(受講番号 1)・彦根 花子（受講番号 18）」  
→「1・18（フク）シガシガ」

②振込手数料は、受講者様にてご負担いただきますようお願いいたします。

③お振込後の返金は、いかなる場合もできませんのでご了承ください。

振込先

- 金融機関：滋賀銀行 豊郷支店
- 口座番号：普通預金 377529
- 口座名義：社会福祉法とよさと ステップアップ21  
(（フク）トヨサト ステップアップ21)

**2. 研修日程および研修内容について**

各自、ホームページで日程表をご確認ください。

※都合により内容や順番等に一部、変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

### 3. 研修当日の連絡先について

研修当日の連絡先は、080-8157-6621（研修当日のみ使用できる番号）となります。  
会場への電話連絡はいかなる場合も避けてください。

### 4. 集合型研修（演習）の開催について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止に努めた上で実施します。
- ・研修運営事務局の取り組みについては、「研修開催における新型コロナウイルス感染症対策について」をご確認ください。
- ・研修会場にいる方全員が安心した時間を過ごせるよう、上記についてご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

### 5. 受講における注意点

- ・「研修における注意事項」を事前によくお読みください。  
（新型コロナウイルス感染症以外の全般的なことが記載されています）

### 6. 修了証書について

- ・研修日程全日を修了した方に対し、滋賀県知事が修了証書を発行します。
- ・終了証書の発行には、研修修了後1～2カ月ほどかかります。即日発行はできません。

### 7. その他

- ・研修会場の案内は「ひこね市文化プラザ」のホームページをご確認ください。
- ・その他、ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。
- ・当法人の研修は、事前学習はございません。

### 8. 研修事務局

社会福祉法人とよさと 彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ21  
〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 315-10

TEL：0749-35-0008 FAX：0749-35-2123 Mail：soudan@stepup21.or.jp

URL: <http://stepup21.or.jp/>

担当 吉川、上田 <平日：午前9時～午後5時>

## 研修における注意事項

### (1) 受講について

本研修は、欠席等（遅刻・早退・途中退席を含む）をすることなく全科目を受講することが修了要件となりますので、事由の如何にかかわらず欠席等をされますと修了できません。

### (2) 出席確認（受付）について

研修前に受付にて受講決定通知書を提示してください。受講決定通知書の確認をもって出席とします。

### (3) 受講辞退および欠席・遅刻・早退について

都合等により受講辞退や欠席等される場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。無断欠席等をされた場合は、他の研修においても受講できなくなる場合があるだけでなく、同法人・事業所からの受講生も受講できなくなる場合がありますのでご注意ください。

### (4) 修了証書について

研修の全日程を修了した方に対し、滋賀県知事が修了証書を発行します。発行には研修修了後、1～2カ月ほどかかります。即日発行はできません。

### (5) 名札について

研修中は、各所属で着用している名札をご持参の上、必ず着用してください。

### (6) 昼食について

昼食は各自でお取りください。また、昼食時に外出される場合は、午後の研修に遅れることのないようご注意ください。なお、ごみは各自でお持ち帰りいただき、会場内にごみを残さないください。また、会場によっては周辺に飲食店やコンビニが少ないところもありますので、ご注意ください。

### (7) 携帯電話について

研修の妨げになりますので、研修中は必ず携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また、携帯メールの使用等や電話による途中退席も固くお断りします。

### (8) パソコンやタブレットの使用について

研修中のパソコンやタブレットの使用は固くお断りします。何らかの事情により使用が必要な場合は、必ず事前に事務局までお申し出ください。（必要性の有無は事務局が判断します。）

#### (9) 受講者による録音・写真撮影について

講義の録音・写真撮影はしないでください。何らかの事情により使用が必要な場合は、必ず事前に事務局までお申し出ください。(必要性の有無は事務局が判断します。)

#### (10) 事務局による写真撮影について

記録のため事務局員が研修風景の写真撮影を行います。また、撮影した写真を県への報告資料に掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### (11) 来場について

ひこね市文化プラザ会場は、お車でお越しいただけます。文化プラザ駐車場にお停めください。ただし、渋滞等による遅刻は一切認められません。駐車場内での事故や盗難等のトラブルに関しては、責任を負いかねます。

公共交通機関をご利用される場合、公共交通機関の乱れによりやむを得ず遅刻される場合は、080-8157-6621（研修当日のみ使用できる番号）まで必ずご連絡の上、JRでお越しの場合は遅延証明書を受付にて提出してください。

#### (12) 体調管理について

研修期間中は体調管理に留意し、気分が悪い時は講義中でもお申し出ください。また、研修会場の室温は細かい調整ができませんので、衣服でも調整できるように各自ご準備ください。

#### (13) 緊急時の対応について

暴風警報または特別警報が発令された場合は、研修を延期または中止をせざるを得ない状況となる可能性があります。そのような場合は、ホームページにて案内します。当日の午前7時以降にご確認ください。個別には案内しませんので、ご注意ください。なお、予定通り開催する場合は通知しません。また、大雨警報や洪水警報の場合は予定どおり開催します。

#### (14) その他

研修当日の連絡先（080-8157-6621）について、電話回線が込み合いつながりにくい場合がありますが、その場合は時間をおいておかけ直してください。

## 1. 研修開催時の対策について

県が示している「コロナとのつきあい方滋賀プラン」「イベント開催における新型コロナウイルス感染予防対策について」に基づき、以下の対応を行います。

(1) 濃厚接触者の発生を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア 研修には次の(ア)～(ウ)に該当する方のみ受講することができます。

(ア) 当日、会場にて検温を実施し、37.5℃以上ないことを確認した方(朝、午後の開始前)

(イ) 当日に咳症状がない方

(ウ) 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方

イ(1)のアを、事前のお知らせ(受講のご案内)、当日の口頭説明(開会時の一斉説明)により周知します。

ウ 受講生および関係者については、各自でマスクを準備の上、研修中はマスクの着用をお願いします。

(2) 濃厚接触による感染を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア 会場の入出時において、手指消毒を実施します。

イ 特定多数および不特定多数が接触する場所・物品は必要最小限とし、随時消毒を行います。

ウ 会場内において、手洗いが容易に実施できる環境を用意し、受講生および関係者へ食事前の手洗いと消毒をお願いします。

エ 研修中に発熱や咳症状がみられた場合は、退出をお願いします。

オ 研修中は常時換気を行い、常時サーキュレーターを使用します。また、加湿器にて加湿を行います。

カ 対面にならないように座席の配置を行います。飛沫防止の為、パーテーションを設置します。

キ 演習時は事務局から貸し出すアイシールドの着用をお願いします。

(3) 当事業所が開催する研修においては、全ての受講生および関係者の連絡先を把握することができる為、入出場の際の消毒の強化、および、発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を控えていただくなどの対策を行った上で開催します。

## 2. 受講生へのお願い

- ・ **布マスクではなく、サージカルマスクの着用**をお願いします。
- ・ 当日、朝と午後、会場での検温にご協力ください。
- ・ 発熱や咳、味覚異常等の症状がみられる場合は、研修受講の自粛をお願いします。

- ・こまめな手洗いや共有物品の消毒にご協力ください。
- ・トイレや休憩時間にも、密にならないよう、適切な距離をお取りください。
- ・各自、筆記用具をご持参ください。貸出はいたしません。

### 3. 守秘義務の徹底

- (1) 濃厚接触者に関する保健所とのやりとりは、個人情報を含むため、取り扱いには十分注意します。
- (2) 当事業所が感染者の発表を公表することはしません。ただし、求めに応じて県や保健所等への関係機関へは必要な情報を提供します。
- (3) 受講生より受講辞退、自粛等のお申し出があった場合にも、人権侵害に当たるような中傷や差別、偏見等はありません。
- (4) 知り得た個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外には外部に漏らすことはありません。